

# 公共施設予約システムとは?

公共施設予約システムでは、利用者登録を行うことにより、自宅のパソコンや携帯電話などから、インターネットを通じて施設の空き照会、予約等を行うことができます（年末年始、保守日等を除き、毎日・24時間利用できます。）。

## ▶ システムの利用

システムを利用するためには、次の方法があります。

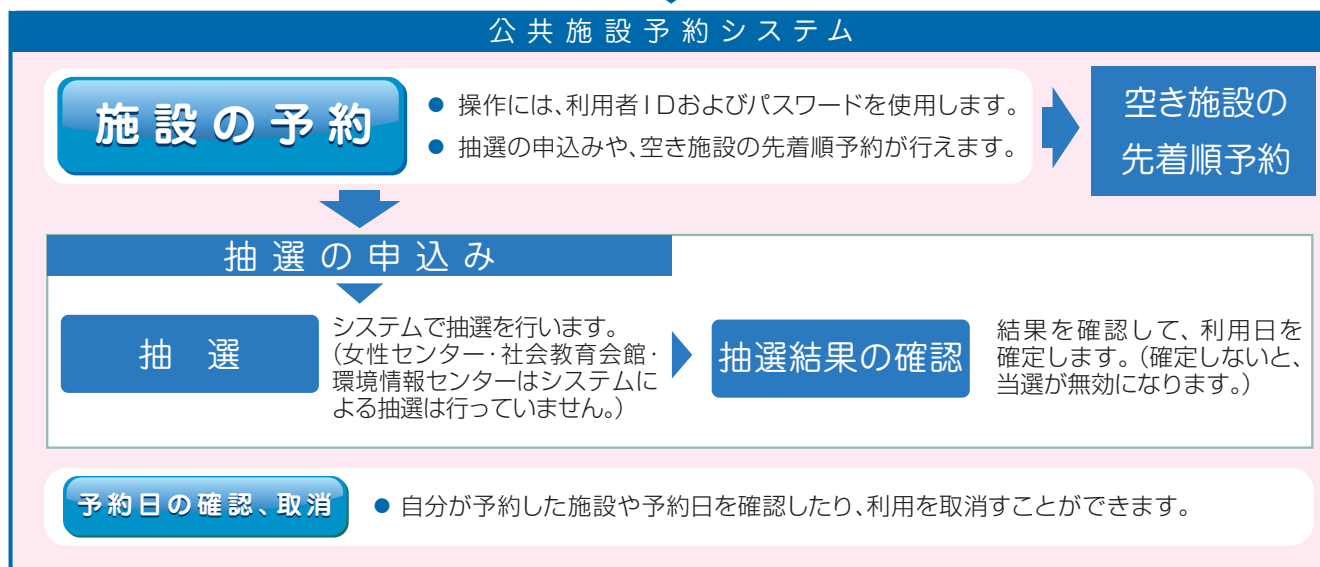
 <p>インターネットを利用できる パソコン・スマートフォン</p>	次のURLから、施設予約の案内ページにアクセスします。 <b>http://www.11489.jp/Chuo/annai/</b> ※区ホームページ ( <a href="http://www.city.chuo.lg.jp/">http://www.city.chuo.lg.jp/</a> )からリンクしています。 ※セキュリティ確保のため、SSL 暗号化通信を行っています。Internet Explorer 7.0 以上のブラウザを使用してください。(推奨: IE10 以上)	操作方法 <b>P.10</b>
 <p>携帯電話</p>	次のURLから、施設予約の案内ページにアクセスします。 <b>http://www.11489.jp/Chuo/mobile/</b> ※区のモバイルサイト ( <a href="http://www.city.chuo.lg.jp/mobile/">http://www.city.chuo.lg.jp/mobile/</a> )からリンクしています。	操作方法 <b>P.18</b>
 <p>利用者端末</p>	区役所1階に設置しています。 利用日時は、土日・休日を含め、午前7時～午後9時30分です。	操作方法 <b>P.17</b>

## ▶ 施設利用の流れ

 の部分は、システムで行うことができます。

### 利用者登録

- システムを利用するためには、あらかじめ、次ページの各グループごとに、施設の窓口等で利用者登録を行います。
- 登録者には、利用登録証(利用者ID)を発行します。



### 料金の支払

- 施設を利用する場合は、施設等の窓口で利用料金を支払います。
- 支払いの際は、利用登録証をお持ちください。



### 施設の利用

- 利用の際は、利用登録証をお持ちください。



他人を装ってシステムを利用したり、無断・直前キャンセル等不適切な行為があった団体等に対して、システムの利用を停止する場合があります。

## ▶ グループ

各施設を、利用目的等により4つのグループに分類しており、それぞれで利用者登録や予約手続等が異なります。

グループ名	施設の概要	対象施設	手続の方法等
体育施設	野球やサッカーのための運動場や、テニス、バスケットなど学校の体育施設が利用できます。	運動場5施設 テニス場11施設 学校体育館16施設	利用者登録 P.3 予約スケジュール等 P.6
集会施設	会合、講習会、研修会、サークルの集いなどの場として利用できます。	区民館17館 日本橋公会堂集会室 産業会館集会室 ほっとプラザはるみ集会施設	利用者登録 P.3 予約スケジュール等 P.7
展示・研修室等	商工業の振興発展や、中小企業の研修・交流、地域社会の活性化などの場として利用できます。	産業会館展示室 ハイテクセンター	利用者登録 P.3 予約スケジュール等 P.7,8
女性センター・ 社会教育会館・ 環境情報センター	男女共同参画社会をめざす団体の活動を促進したり、社会教育団体・環境活動団体の活動や研修の場として利用できます。	女性センター「ブーケ21」 築地社会教育会館 日本橋社会教育会館 月島社会教育会館 (晴海分館アートはるみを含む。) 環境情報センター	利用者登録 P.4 予約スケジュール等 P.8,9

※このほか、総合スポーツセンター、中央会館「銀座プロッサム」集会室は、空き室の確認を行うことができます。

## ▶ システムの利用者登録と利用できる施設

システムを利用するためには、事前に窓口でシステム利用のための利用者登録を行います。

- 利用者登録は、無料です。
- 優先登録がある施設では、優先登録を行うと、一般登録よりも早く予約を行うことができます。
- 登録は、利用する施設のグループごとに行いますが、1団体（1個人）につき、1登録です。
- 登録の際、登録証を発行します。紛失等の場合は、各登録場所の窓口にご連絡ください。
- 登録の際、システムの利用に必要な「利用者ID」および「パスワード」を発行します。  
登録後、他のグループの登録を行う場合は、同じ利用者IDを使います。
- 登録証の更新は各登録場所の窓口で行います。
- パスワードは他人に知られないよう、適切に管理し、システムを使って定期的に変更してください。
- 区では、登録した個人情報等を適切に管理し、施設利用に関すること以外には使用しません。

## 1 体育施設グループ

対 象	全員が区内在住・在勤・在学者で構成する、テニスは4名以上、他の種目は8名以上の団体 ※構成員となるのは、中学生を除く15歳以上の方です。 ただし、区内在住の小・中学生だけで構成する団体（少年団体）は登録することができます。
登録場所	区役所6階スポーツ課体育施設係（TEL 3546-5529） ※登録には、登録責任者本人がご来庁ください。
提出物等	提 出：体育施設団体利用登録申請書（構成員が在勤・在学の場合は証明が必要）、 92円分の切手 提 示：登録責任者の住所・氏名・生年月日の確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）
有効期限	登録証発行日の翌年の12月31日 ※少年団体は、毎年4月30日

## 2 集会施設グループ

対 象	優先登録	区内在住者、主に区内在住者で構成する団体（会社利用を除く）、 区内中小企業（産業会館集会室のみ）
	一般登録	全ての方 ※団体で利用する場合は、団体登録をしてください。
登録場所	各 施 設	※お近くの区民館等で利用の登録ができます。 ※産業会館の優先登録を希望する場合は、産業会館の窓口で受付します。
提出物等	提 出：登録申請書 提 示：申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）、 産業会館集会室の優先登録の場合は区内中小企業を証明する書類	
有効期限	登録証発行日から2年後の同月末日	

## 3 展示・研修室等グループ

対 象	優先登録	区内中小企業
	一般登録	全ての方 ※ハイテクセンターは企業の方のみ
登録場所	各施設	
提出物等	優先登録	提 出：登録申請書、区内中小企業を証明する書類（発行月日は3カ月以内の 書類で社名、資本金、従業員数および住所が確認できるもの）の写し 提 示：上記区内中小企業を証明する書類の原本等 ※証明する書類の例：法人の登記簿謄本、会社概要、直近の決算書、会社名宛の公共 料金領収書など ※産業会館展示室の利用登録は、一般登録の提出物等
	一般登録	提 出：登録申請書 提 示：住所・氏名・会社名の確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）
有効期限	登録証発行日から3年後の同月末日	

## 4 女性センター・社会教育会館・環境情報センターグループ

### (1) 女性センター「ブーケ21」

対 象	優先登録	女性センターの登録団体(別途女性センター団体登録が必要)
	一般登録	その他の団体(別途一般団体登録が必要)
登録場所	女性センター (TEL.5543-0651)	
提出物等	登録団体の登録	提 出: 女性センターブーケ21団体登録申請書、活動計画、団体規約及び会員名簿 ※登録申請の際、審査があります。
	一般登録	提 出: 一般団体登録申請書 提 示: 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)
有効期限	(登録団体・一般登録) 登録証発行日から平成29年の9月30日(以降2年後の9月30日)	

### (2) 築地社会教育会館、日本橋社会教育会館、月島社会教育会館(晴海分館アートはるみを含む。)

対 象	優先登録	[登録団体①] 社会教育関係の登録団体(別途社会教育関係団体登録が必要)
	一般登録	[登録団体②] 屋内体育場利用の登録団体(別途体育施設利用団体登録が必要) その他の団体(別途一般団体登録が必要)
登録場所	各社会教育会館(晴海分館アートはるみを除く) ※登録責任者本人がご来庁ください。 ※登録団体②の団体登録は、築地社会教育会館のみ。	
提出物等	優先登録	[登録団体①] 提 出: 社会教育関係団体登録申請書、活動計画、団体規約及び会員名簿 ※登録申請の際、審査があります。 [登録団体②] 提 出: 体育施設利用団体登録申請書(会員名簿を含む) ※登録申請の際、審査があります。 掲 示: 登録責任者の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等) ※在勤者は社員証等
	一般登録	提 出: 一般団体登録申請書 提 示: 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)
有効期限	優先登録	[登録団体①] 平成30年4月30日(以後3年後の4月30日) [登録団体②] 登録証発行日から3年後の同月末日
	一般登録	登録証発行日から3年後の同月末日

※屋内体育場のみシステムでの抽選を行っており、登録団体①、②の方が参加できます。抽選後の空き施設については、登録団体、一般団体ともシステムから申し込むことができます。

### (3) 環境情報センター

対 象	優先登録	環境活動登録団体
	一般登録	その他全ての方
登録場所	環境情報センター	
提出物等	優先登録	提 出: 環境情報センター利用登録申込書、代表者の住民票の写し又は在勤(在学)証明書等、規約・会則等団体の活動目的を明らかにする書類、環境保全活動計画書 ※登録申請の際、審査があります。
	一般登録	提 出: 公共施設予約システム利用登録申請書 提 示: 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)
有効期限	登録証発行日から3年後の同月末日	

## ▶ システムの利用者登録と利用できる施設

システムでは、グループごとに利用者登録を行いますが、いずれかのグループで登録を行っている場合、他のグループ施設も予約入力できます。(ただし、利用にあたっては各施設ごとに利用承認を行います。)

下の表は、利用者登録ごとに、利用できる施設を表記したものです。○が利用可、×が利用不可を表しています。

集会施設の優先登録を行っている場合は、集会施設の利用ができるのはもちろんですが、展示・研修室等と女性センター・社会教育会館・環境情報センターの一般利用についても、その利用者IDを使って、予約等が行えます。

グループ	利用できる施設		利用者登録		集会施設		展示・研修室等		女性センター・社会教育会館・環境情報センター						体育施設登録
			区民優先登録	一般登録	区内中小企業等	一般登録	女性センター		社会教育会館			環境情報センター			
							登録団体	一般登録	登録団体	屋内体育場	一般登録	登録団体	環境活動	一般登録	
集会施設	区民館	区民優先(抽選)2カ月前	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		一般利用(先着)1カ月前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	日本橋公会堂 集会室	区民優先(抽選)2カ月前	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		一般利用(先着)1カ月前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ほっとプラザ はるみ	区民優先(抽選)2カ月前	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		一般利用(先着)1カ月前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業会館 集会室	区民・区内中小企業優先(抽選)2カ月前	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	一般利用(先着)1カ月前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
展示・研修室等	産業会館 展示室	産業展示優先(先着)12カ月前	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
		一般利用(先着)6カ月前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ハイテク センター 展示室	区内中小企業優先(抽選)12カ月前	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		一般利用(先着)1カ月前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ハイテク センター 研修室	区内中小企業優先(抽選)12カ月前	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		一般利用(先着)1カ月前	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ハイテク センター 会議室	区内中小企業優先(抽選)6カ月前	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	一般利用(先着)1カ月前	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×		
女性センター・ 環境情報センター・ 社会教育会館	女性センター	登録団体優先(抽選会参加)	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
		一般利用(先着)前月16日～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	社会教育会館	社会教育関係登録団体優先登録団体抽選会参加	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	
		一般利用	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
		一般団体抽選会参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	屋内体育場	社会教育関係登録団体・屋内体育場登録団体優先(抽選)2カ月前	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	
一般利用(先着)1カ月前		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
環境情報 センター	環境活動登録団体優先(抽選会参加)2カ月前	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×		
	一般団体(先着)前月16日～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
体育施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		